

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-35)

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進					
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。					
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	177	247	208	226
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	177	247	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	143	212	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等)	-					

測定指標	1. 環境産業の市場規模 (兆円)	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	○
		約79	約80	約82	約86	約93	調査中	増加傾向の維持	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 環境産業の雇用規模 (万人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		18年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	○
		約205	約225	約236	約243	約255	調査中	増加傾向の維持	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 地方公共団体及び民間団体 におけるグリーン購入実施率 (%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	△
		別紙のとおり							
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	4. 環境報告書公表企業 (上場/非上場)(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		13年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	△
		約30/ 約12	56.0/ 25.9	59.5/ 24.4	71.1/ 31.5	69.4/ 25.5	調査中	増加傾向の維持	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
5. 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名機関数 (機関)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	○	
	177	-	177	186	189	193	増加傾向の維持		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○平成25年度における環境産業の市場規模及び雇用規模は、それぞれ約93兆円(前年比8.1%増)、約255万人(前年比4.9%増)となり、いずれも過去最大となっている。 ○地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は69%となっており、更なる拡大には自治体の規模ごとに課題・対応策の検討が必要である。 ○事業者による環境情報の開示については、現状維持にとどまった。 ○「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の署名金融機関数は増加基調にある。
	施策の分析	○おおむね、当初の想定どおり、目標を達成。 ○グリーン購入実施率及び環境報告書の公表企業の割合に関しては、平成26年度に実施率の定義の変更等を行ったことから、数値の低下がみられた。
	次期目標等への反映の方向性	○引き続き、現在の指標を活用。 ○グリーン購入に関しては、平成28年度以降にグリーン購入に係る国民の実施率等の指標の設定を検討するほか、平成27年度の各主体の実施率も踏まえつつ、その後の目標を設定する。

学識経験を有する者の知見の活用	金融行動原則の活動において有識者を招聘してシンポジウムを開催する等、各施策ごとに学識経験を有する者の知見の活用を図っている。
-----------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>測定指標1及び2 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模の推移」 (http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/1-3.suikai.pdf) 測定指標3 環境省「平成26年度 地方公共団体のグリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関するアンケート調査結果」 (http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/refe/result_of_qs14.pdf) 測定指標3及び4 環境省「平成25年度環境にやさしい企業行動調査結果」 (http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/h25/gaiyo.pdf)</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>総合環境政策局環境経済課 総合環境政策局環境計画課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>大熊 一寛 大村 卓</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	--------------------------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------	----------------

3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
	平成 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地方公共団体	-	73.8	78.6	81.3	82.5	69.0 [※]	100.0
上場企業	-	78.9	75.4	78.6	80.3	調査中	約50
非上場企業	-	68.1	58.4	60.2	56.3	調査中	約30
年度ごとの目標値		-	-	-	-		

※平成26年度より地方公共団体におけるグリーン購入実施率の定義を変更している。

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-36)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。					
達成すべき目標	すべての都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市において地方公共団体実行計画(区域施策編)を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を推進するとともに、具体的な対策の実施等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	3	2	2	2
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	3	2	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1	1	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	京都市議定書目標達成計画 第3章第1節2.「地方公共団体」の基本的役割及び第3章第3節1. 総合的・計画的な施策の実施					

測定指標	1 都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市における地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	30年度	△
		-	15	55	82	92	94	100	
	年度ごとの目標値	/	-	-	100	100	100	/	
	2 指定都市・中核市・施行時特例市以外の市町村における地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		一年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	一年度	○
-		2.2	5.1	7.1	12.3	14.8	増加傾向の維持		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	相当程度進展あり ----- ・都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市における地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率は、伸び率が低下しているものの目標値への達成に向けて着実な進展がみられる。
	施策の分析	・地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)の全国的な策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減の対策施策の推進を図るため、地方公共団体職員の人材育成や技術支援、波及効果の高い再エネ・省エネモデル設備導入の支援を推進している。 ・現時点では、平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部において、「当面の地球温暖化対策に関する方針」として、「地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都市議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとする」とこととしているが、地方公共団体においては政府の地球温暖化対策計画の策定を待って、改定・策定するという意向も多いのが現状である。 ・また、一方で地域主導による再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立分散型のエネルギー供給システムの導入を推進し、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に強く、低炭素な小さい地域づくり」についても全国的な支援を展開している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・政府の地球温暖化対策計画の策定に伴う、地方公共団体実行計画策定マニュアルの改定を行う。 【目標及び測定指標】 ・政府の地球温暖化対策計画の策定に伴い、地方公共団体実行計画(実行計画)の改定・策定が大幅に増加する見込みである。また、地球温暖化対策計画の策定に伴う政府実行計画の策定に伴って、地方公共団体実行計画(事務事業編)を含めた一体的な地方公共団体実行計画の推進を図ることが重要である。このことから、持続可能な地域づくりを総合的に評価できるよう、地方公共団体(事務事業編)の策定率を含めるなど、測定指標の見直しを検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	大学教授や専門機関の研究者等を含めた検討会にて、地域エネルギーの在り方、低炭素パスの導入支援策、自治体の民生・業務部門削減等をテーマとして事例調査研究や国の支援策を検討した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(平成26年10月1日現在)(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	総合環境政策局環境計画課	作成責任者名(※記入は任意)	大村 卓	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	--------------	----------------	------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-37)

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	203	356	307	350
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	203	356	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	195	293	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章ほか) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章ほか」(平成23年6月15日) 					

測定指標	環境教育等促進法に基づく協働取組の実施数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度	-
		-	-	-	-	15	29	90	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 協働取組は、その活動実績数が増加傾向にあることかえあも、国民、民間団体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組として相当程度有効、かつ効率的に寄与していると評価できる。しかしながら協働取組は各主体の外的及び内的要因等の関係性によって大きく変化するため、定性を保持しつつけることに十分配慮を必要とする。
	施策の分析	活動実績としての協働取組の実績数を測定指標としており、その実績数は着実に伸びている。また、施策全体では、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスにより、協働取組を実施しようとする各主体を中間的に支援する活動が着実に進行しており、平成25年度からは協働をテーマとする環境保全活動への直接的な支援も開始され、施策の進展に寄与している。
	次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、民間団体、地方自治体及び企業等の各主体が協働して取り組む環境保全に関する活動を引き続き促進していく必要がある。 ・各主体による協働取組の促進には、取組をコーディネートする者が必要であり、地域においてこのような機能を担う地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスの役割が重要であるため、その活動を推進していく必要がある。 ・各主体が活動を直接的に支援する仕組みに対する潜在的な需要は多いが、これを具体的な行動に導くための施策の充実が必要である。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップの進展を直接測る指標を設定することは難しいが、例えば施策の手段である地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスの活動を評価する指標は設定可能であるため、今後、適切な指標の設定に向けて試行を交えつつ検討を進めていく。

学識経験を有する者の知見の活用	施策を構成する各事業については、毎年度末に外部の有識者を交えた評価委員会を開催し、当該年度の事業の評価及び次年度事業への意見を次年度契約に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標には平成25年度及び平成26年度地域活性に向けた協働取組の加速化事業の採択事業数を使用
---------------------------	---

担当部局名	総合環境政策局 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木 義光	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	--------------------	--------------------	-------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-38)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、ESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。					
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	336	471	574	455
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	336	471	574	455
執行額(百万円)	279	492	503			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次環境基本計画「第1部第2章、第2部第1章他」(平成24年4月27日閣議決定) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日) ・「持続可能な開発のための教育の10年」実施計画「第4章他」(平成23年6月3日改定) 					

測定指標	環境教育等促進法第8条に基づく各都道府県及び政令指定都市等において作成する行動計画数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	○
		-	-	-	13	18	29	増加傾向の維持	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	小中学生を対象とした地域性を踏まえたESD環境教育プログラムの実証数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	○
		-	-	-	-	47	94	141	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	47	94	-	
	環境教育推進室HPアクセス数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	毎年度	×
-		-	-	276,471	222,739	345,375	400,000		
年度ごとの目標	-	-	-	400,000	400,000	400,000	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 地方公共団体における行動計画策定数が増加傾向を維持していること、及び全国47都道府県において地域版のESD環境教育プログラムの策定・実証を行い、地域における人材育成及び地域のESD推進体制構築を図ったことから、目標達成に向けて取組状況の着実な進展があった。
	施策の分析	平成24年に施行された環境教育等促進法に基づき総合的に施策を展開しており、目標達成に向けて上記のような進展があった。
	次期目標等への反映の方向性	【施策・測定指標】 環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に実施する。特に、ESD環境教育プログラムの実証事業については、平成27年度で事業が終期を迎えるため、それまでに確実に目標を達成できるよう施策を実施する。 また、施策の効果をより適切に把握するために、国民の環境保全行動の重要性の認識や実施意向、及び学校・企業・NPO等の環境教育の実施状況に関する指標の追加を検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・「『国連持続可能な開発のための10年』円卓会議(平成23年2月)」 ・「環境教育等推進専門家会議」(平成23年10月～平成24年5月)を開催し、外部有識者の知見を活用した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木 義光	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---------	--------------------	-------	----------	---------